

宮城県公報

令和7年4月15日(火)
定期第593号

目次

告示

- 公印の廃止（県政情報・文書課）
- 公印の改刻（同）
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出（障害福祉課）
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（5件）（都市計画課）
- 指定公金事務取扱者の委託（住宅課）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（北部地方振興事務所）
- 土地改良区の定款変更の認可（2件）（東部地方振興事務所）
- 土地改良区役員の就任の届出（同）

宮城県告示第 266 号

次のとおり公印を廃止した。

令和 7 年 4 月 15 日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

名 称	種 類	用 途	印 影	廃止年月日
宮城県水産技術 総合センター所 長之印水面水産 試験場用	地方機関長 印	一般文書 用		令和 7 年 3 月 31 日

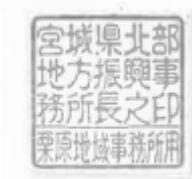
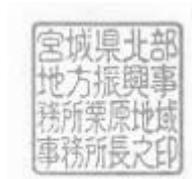
宮城県告示第 267 号

次のとおり公印を改刻した。

令和 7 年 4 月 15 日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

名 称	種 類	用 途	印 影		使用開始 年月日
宮城県知事印北部地方振興事務所栗原地域事務所所用	知 事 印	地方振興事務所地域事務所所用	新		令和 7 年 4 月 1 日
			旧		
宮城県防災ヘリコプター管理事務所長之印	地方機関長印	一般文書用	新		令和 7 年 4 月 1 日
			旧		
宮城県食肉衛生検査所長之印	地方機関長印	一般文書用	新		令和 7 年 4 月 1 日
			旧		

名 称	種 類	用 途	印 影		使用開始 年月日
北部地方振興事務所長之印栗原地域事務所用	地方機関長印	一般文書用	新		令和7年 4月1日
			旧		
北部地方振興事務所栗原地域事務所長之印	地方機関長印	一般文書用	新		令和7年 4月1日
			旧		

宮城県告示第 268 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第 21 条の 5 の 25 の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 15 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
0451100374	みいんななかよしいわ.ぬま 岩沼市たけくま 2 丁目 5-9	児童発達支援	きらきらひかる 株式会社	令和 6 年 11 月 30 日
0451100200	ひなたぼっこハーモニー 岩沼市二木一丁目 3 番 8-4 号	児童発達支援・ 放課後等デイス サービス	特定非営利活動 法人ホームひな たぼっこ	令和 7 年 1 月 31 日
0452405178	にじいろひよこ園亘理 亘理郡亘理町吉田字宮前 40	児童発達支援	株式会社ひよこ グループ	令和 7 年 3 月 31 日

宮城県告示第 269 号

女川町から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 15 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 石巻広域都市計画地区計画
 - (2) 名称 小乗浜地区地区計画
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第 270 号

女川町から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 15 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 石巻広域都市計画地区計画
 - (2) 名称 清水地区地区計画
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第 271 号

女川町から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 15 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 石巻広域都市計画地区計画
 - (2) 名称 石浜地区地区計画
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第 272 号

女川町から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 15 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1)種類 石巻広域都市計画地区計画
 - (2)名称 大原地区地区計画
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第 273 号

女川町から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 15 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 石巻広域都市計画地区計画
 - (2) 名称 鷺神浜地区地区計画
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第274号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 15 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区上杉 1 丁目 1 番 20 号
宮城県住宅供給公社
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収・収納・支出の内容
 - (1) 徴収の種類
県営住宅及び駐車場に係る使用料並びに特定公共賃貸住宅及び駐車場に係る使用料
 - (2) 収納の種類
県営住宅の敷金及び駐車場の保証金並びに特定公共賃貸住宅の敷金及び駐車場の保証金
 - (3) 支出の種類
県営住宅に係る敷金、駐車場に係る保証金及び過誤納金並びに特定公共賃貸住宅に係る敷金、駐車場に係る保証金
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 28 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 28 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 275 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第18項の規定により、大崎土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 4 月 15 日

宮城県北部地方振興事務所
所長 伊 藤 正 弘

1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 7 年 4 月 1 日	菅 原 勘 一	大崎市古川字竹ノ内23番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	佐々木 良 弘	大崎市古川西荒井字上田 357 番地 1	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	青 沼 信 次	大崎市古川師山字八幡53番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	高 橋 生 喜	大崎市古川深沼字堤下16番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	千 坂 一 郎	加美町平柳字六兵衛 2 番地 1	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	千 葉 敏 昭	大崎市岩出山下野目字欠下 5 番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	星 修	大崎市岩出山字通丁22番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	佐々木 清 克	大崎市古川新田字南構 152 番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	佐々木 嘉 宏	大崎市古川渋井字全壮 238 番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	三 浦 清 治	大崎市古川石森字北森40番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	門 間 正 悦	大崎市古川保柳字南田59番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	高 橋 良	大崎市岩出山池月字下宮孝前16番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	千 葉 暢 子	大崎市岩出山字下川原町67番地 8	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	南 生 静 則	大崎市古川米袋字水押39番地	監 事
令和 7 年 4 月 1 日	千 葉 良 博	大崎市岩出山下野目字沖川原 153 番地	監 事
令和 7 年 4 月 1 日	佐々木 秀 征	大崎市古川馬寄字南屋敷77番地	監 事

2 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 7 年 3 月 31 日	菅 原 勘 一	大崎市古川字竹ノ内23番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	佐々木 良 弘	大崎市古川西荒井字上田 357 番地 1	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	青 沼 信 次	大崎市古川師山字八幡53番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	高 橋 生 喜	大崎市古川深沼字堤下16番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	千 坂 一 郎	加美町平柳字六兵衛 2 番地 1	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	千 葉 敏 昭	大崎市岩出山下野目字欠下 5 番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	星 修	大崎市岩出山字通丁22番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	佐々木 清 克	大崎市古川新田字南構 152 番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	佐々木 嘉 宏	大崎市古川渋井字全壮 238 番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	三 浦 清 治	大崎市古川石森字北森40番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	門 間 正 悦	大崎市古川保柳字南田59番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	今 野 祐 吉	大崎市岩出山下野目字南川原28番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	高 橋 源	大崎市岩出山上野目字沢口74番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	佐々木 和 範	大崎市岩出山南沢字滝館44番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	阿 部 清 人	大崎市古川大崎字伏見要害 122 番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	南 生 静 則	大崎市古川米袋字水押39番地	監 事
令和 7 年 3 月 31 日	千 葉 良 博	大崎市岩出山下野目字沖川原 153 番地	監 事
令和 7 年 3 月 31 日	青 沼 善 徳	大崎市古川福沼二丁目16番17号	監 事

宮城県告示第276号

河南矢本土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年4月8日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月15日

宮城県東部地方振興事務所

所長 武田 健久

宮城県告示第277号

登米市東和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年4月9日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月15日

宮城県東部地方振興事務所

所長 武田 健久

宮城県告示第 278 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第18項の規定により、石巻市稲井土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 4 月 15 日

宮城県東部地方振興事務所
所長 武 田 健 久

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和 7 年 4 月 7 日	阿 部 みゑ子	石巻市井内字古屋敷前 1 番地	理 事